

京都会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第142号

京都会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条本文中「6箇月前」を「9箇月前」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(文化市民局文化部文化課)